

令和7年版

# 環境白書

## 【概要版】



令和7年12月

鹿児島県

## ○巻頭特集

# 「鹿児島県外来種対策総合戦略」の策定

県では、外来種対策に関する国及び本県の動向を踏まえ「鹿児島県外来種対策総合戦略」を2025年3月に策定しました。

本戦略では、特定外来生物に係る対策の優先度の考え方について整理するとともに、本県の外来種対策全般の施策についてとりまとめています。また、「指定外来動植物被害防止基本方針」と併せて、外来種対策を総合的に推進するものと位置付けています。

## 外来種対策に関する国及び本県の動向

県ではこれまで、「指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例」(2019年4月)の制定や「指定外来動植物被害防止基本方針」(2019年10月)の策定など、外来種対策に取り組んできました。

このような中、2022年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下、「外来生物法」)が改正され、県、市町村に対して特定外来生物に関する責務規定が新設されました。

また、2025年3月に環境省から公表された「外来種被害防止行動計画 第2版」において、地方公共団体に求められる役割として「侵略的外来種による地域内の生態系等への被害の防止に向けた総合的な方針・計画の作成、対策の優先順位付け等を行う」ことが示されました。

### 特定外来生物とは？

生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物です。なお、同法で規定する外来生物とは、海外から国内に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を指します。

アライグマやフイリマンガースなどが特定外来生物に指定されています。



(アライグマ)



(フイリマンガース)

## 県内への外来種の侵入状況（2025年3月現在）

生物群	合計(種)
哺乳類	18
鳥類	10
爬虫類	14
両生類	5
汽水・淡水産魚類	45
海産魚類	1
昆虫類	60
その他節足動物	6
陸産貝類・淡水汽水産貝類	30
その他無脊椎動物	3
維管束植物	661
合計	853

現在、鹿児島県外来種リストに掲載されているのは、853種です。そのうち、県内では特定外来生物が29種確認されています。

2016年に鹿児島県外来種リストを作成した際は、655種を掲載していましたが、直近で2025年に見直しを行った結果、外来種リスト掲載種が853種となりました。

また、県内への侵入が確認された特定外来生物は、2023～2024年度の調査で29種確認され、2016年の外来種リスト作成時に掲載した19種より増加しました。例えば、2023年には特定外来生物のアルゼンチンアリが志布志市で、同じく特定外来生物のシロアゴガエルが徳之島で初めて確認されるなど、近年も外来種の県内への新たな侵入が確認されています。

## 特定外来生物の対策の優先度の考え方

- 侵入状況が「侵入初期」又は「未定着」の特定外来生物の対策の優先度が高いと判定しています。
- 定着している特定外来生物への対策の実施に当たっては、「保護上重要な地域・種への影響」や「人の健康又は農林水産業への影響」等を考慮することとしています。

### 本県に侵入が確認されている特定外来生物と対策の優先度

生物群	種類（和名）	侵入状況	優先度
哺乳類	フイリマンガース	未定着	●
	アライグマ	未定着	●
鳥類	ソウシチョウ	定着	
	ガビチョウ	定着	
爬虫類	アカミミガメ (ミシシッピアカミミガメ)	定着	
	カミツキガメ	未定着	●
両生類	ウシガエル	定着	
	シロアゴガエル	侵入初期～定着	●
汽水・淡水産魚類	チャネルキャットフィッシュ	未定着	●
	カダヤシ	定着	
	ブルーギル	定着	
	オオクチバス	定着	
昆虫類	アカカミアリ	未定着	●
	アルゼンチンアリ	侵入初期	●
	ハヤトゲフシアリ	未定着	●
その他節足動物	セアカゴケグモ	定着	
	ハイイロゴケグモ	定着	
	アメリカザリガニ	定着	
その他無脊椎動物	ニューギニアヤリガタリクウズムシ	定着	
維管束植物	ボタンウキクサ	定着	
	オオカワヂシャ	侵入初期～定着	●
	オオフサモ	定着	
	アレチウリ	侵入初期～定着	●
	ウスゲオオバナミズキンバイ	定着	
	ナガエツルノゲイトウ	侵入初期	●
	オオキンケイギク	定着	
	ミズヒマワリ	侵入初期	●
	ツルヒヨドリ	侵入初期～定着	●
	ナルトサワギク	定着	

●：対策の優先度が高い種

## 外来種対策の基本的な考え方

1. 外来種に対する正しい認識を持つ
2. 予防的観点を重視する—外来種被害予防三原則—
3. 防除は早期発見・早期防除を原則とし対策の優先度を考慮する
4. 国内・県内由来の外来種の対策を強化する
5. 科学的知見を集積する

## 外来種対策に係る具体的な取組

### 特定外来生物の防除の推進

- 対策の優先度に基づき国の交付金等も活用しながら特定外来生物の防除を推進しています。



### 指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例

- 本条例に基づき指定外来動植物を指定し、その放出や飼養等を規制しています。
- アフリカツメガエルやグリーンソードテール、アメリカハマグルマなど計30種（2025年8月現在）が指定外来動植物に指定されています。

### 鹿児島県外来種リスト

- 県内の生態系、農林水産業や人の生活に悪影響をもたらし、あるいはもたらすおそれのある外来種の問題について実態を把握し、外来種対策の基礎資料とすることを目的に作成・公表しています。

鹿児島県外来種リスト掲載種			
外来生物法	条例		
法令に基づく規制 (×:規制禁止)	特定外来生物	指定外来動植物	左記以外の外来種
飼育・栽培	×		
運搬 (生きたまま移動)	×	逃走・逃出しないよう適切な施設に収容	法令に基づく規制なし
保管	×		
放出、植栽、は種	×	×	法令に基づく規制なし
輸入	×		
譲渡	×		

### 鹿児島県侵略的外来種番付表、鹿児島県外来種カルテ

- 外来種リスト掲載種のうち、特に普及啓発を図る必要のある種について、鹿児島県侵略的外来種番付表や鹿児島県外来種カルテにとりまとめ、公表しています。

### 外来種移動博物館

- 特定外来生物や指定外来動植物等の種類や取扱い等について紹介することで、県民に外来種の問題を身近に感じてもらう企画展を開催しています。



### 外来種防除マニュアル

- 多様な主体が防除に取り組めるよう指定外来動植物を中心に、その防除方法や外来種被害予防三原則を周知することを目的に作成・公表しています。

## 推進体制

特定外来生物等の対策について、国、県、市町村、事業者及び県民等で連携・協力を図り取り組むこととしています。

## ○巻頭特集

# 奄美大島におけるフイリマングースの根絶の宣言

2024年9月3日、環境省から奄美大島におけるフイリマングース（以下、「マングース」）の根絶が宣言されました。長期間定着していたマングースの繁殖個体群を計画的な防除により根絶に成功した事例としては、世界初の成果です。

### マングースとは

中東や中国南部、南アジアに自然分布しています。生まれた翌年の繁殖期（奄美大島では主に3~9月）には妊娠し、年1回程度、2~7頭程度を出産します。昆虫類から両生類、小型哺乳類など様々な生物を捕食します。アマミノクロウサギやケナガネズミといった希少な奄美大島の在来種にも大きな影響を与えました。

マングースは、1979年頃奄美大島に放たれたと言われています。マングースの分布拡大に伴い、農畜産物被害や在来種の捕食といった生態系への被害がみられるようになりました。



環境省提供

### これまでの取組

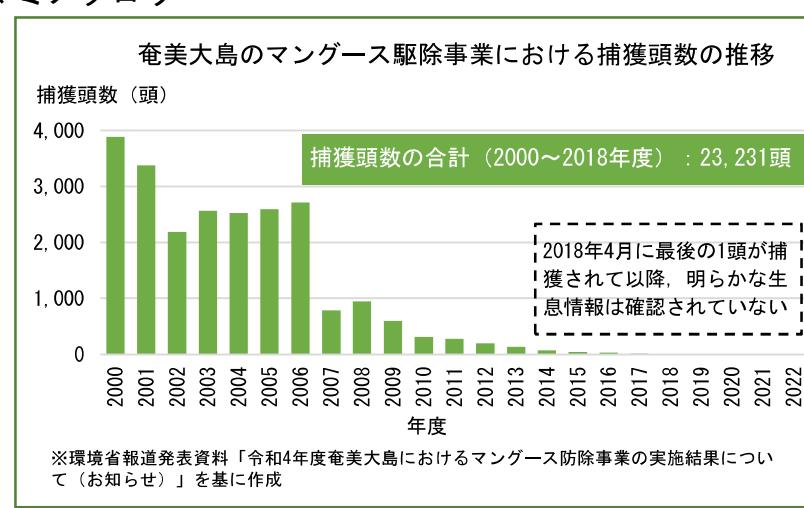
奄美大島では、1993年、市町村による有害鳥獣捕獲が開始されました。また、1996年から4年間、環境庁（現在の環境省）及び鹿児島県により生息調査や捕獲手法の検討等が行われました。その後、環境省において、2000年にマングース駆除事業が開始され、2005年には「奄美マングースバスターズ」の結成や防除実施計画が策定されるなど、防除体制が強化されました。この奄美マングースバスターズを中心として、わな（3万個以上）や自動撮影カメラ（300台以上）の設置・管理やマングース探索犬の導入、殺鼠剤を利用した対策、わなの改良など、あらゆる手法を駆使した防除が進められました。

こうした取組の結果、マングースは2018年4月に最後の1頭が捕獲されて以降、明らかな生息情報が確認されなかつたことから、2024年に根絶が宣言されました。また、アマミノクロウサギなどの希少な在来種について、生息状況の改善が確認されるようになりました。

根絶に至るまで、四半世紀以上の月日と、35億円以上の経費を要し、23,231頭以上のマングースの命が失われました。持ち込まれた外来種に罪はなく、持ち込んだ人間の行為が全ての原因です。二度とこのようなことがないよう外来種被害予防三原則「入れない、捨てない、拡げない」を遵守する必要があります。

1979年	マングースが奄美大島に放される
93年	有害鳥獣捕獲開始（市町村）
96年	生息調査・駆除モデル事業開始（環境庁・鹿児島県） 有害鳥獣捕獲補助開始（鹿児島県）
2000年	駆除事業開始（環境庁）
05年	奄美マングースバスターズ結成 防除実施計画策定
07年	探索犬導入
13年	第2期防除実施計画見直し
24年	根絶の宣言

※環境省パンフレット「世界でたったひとつの奄美を守る」を基に作成



# 目 次

○ 卷頭特集	「鹿児島県外来種対策総合戦略」の策定	(1)
	奄美大島におけるフイリマンガースの根絶の宣言	(4)
<b>1 自然と共生する地域社会づくり</b>		
(1) 多様な自然環境の保全・活用		1
ア 地域特性に応じた自然環境の保全		
イ 多様な自然環境の活用		
ウ 生物多様性の保全		
エ 外来種対策		
(2) 大気環境の保全		3
(3) 水環境の保全		5
(4) 騒音・振動、悪臭等の防止		8
ア 騒音		
イ 振動		
ウ 悪臭		
エ 対策		
<b>2 地球環境を守る脱炭素社会づくり</b>		
(1) 温暖化防止に向けた気運の醸成		10
(2) 温室効果ガス排出削減対策の推進		10
ア 県地球温暖化対策推進条例及び県地球温暖化対策実行計画		
イ 鹿児島県環境保全率先実行計画		
(3) 多様で健全な森林づくりの推進		11
<b>3 再生可能エネルギーを活用した地域づくり</b>		
(1) 地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進		13
(2) 再生可能エネルギーを活用した水素製造に向けた基盤づくり		13
<b>4 環境負荷が低減される循環型社会の形成</b>		
(1) ごみの排出抑制・リサイクル等の推進		15
(2) 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル及び処理施設整備の促進		17
(3) 産業廃棄物の適正処理の推進		18
<b>5 良好的な環境を支える共通施策の推進</b>		
(1) 環境影響評価等の推進		19
(2) 環境教育・環境学習の推進		19
ア こどもエコクラブの支援		
イ かごしまこども環境大臣		
<b>6 環境保健</b>		
(1) 水俣病対策		20
ア 「水俣病」とは		
イ 水俣病対策の概要		

# 1 自然と共生する地域社会づくり

## (1) 多様な自然環境の保全・活用

### ア 地域特性に応じた自然環境の保全

本県は、九州の最南端に位置し、南北約600km、総面積9,188.78km<sup>2</sup>の県土の中に、多くの島々や海拔1,900m前後の山岳地帯があり、その結果温帯から亜熱帯に至る広い気候帯を有しております。世界自然遺産に登録されている屋久島や奄美大島、徳之島、霊峰と湖の霧島、今も噴煙をあげ活発な活動を繰り返す桜島、サンゴ礁並びに固有野生生物の宝庫として知られ、多様で豊かな自然環境に恵まれています。

将来とも県民が健康で文化的な生活を営むために、この多様で良好な自然環境を体系的に保全する施策を展開し、豊かな郷土の環境づくりを進めなければなりません。

### (ア) 自然環境保全地域等

本県では、この良好な自然環境や自然景観を有する地区を自然環境保全地域や自然公園に指定し、保護・管理を行っています。

また、一定規模以上の開発行為についても、自然保護の観点から指導を行うほか自然保護思想の普及・啓発を行っています。

### 本県の自然公園一覧（令和6年度末現在）

公園区分	項目	指 定 年 月 日	公園面積（海域除く）				海 域 公 園 地 区
			特 保	特 別 地 域	普 通 地 域	計	
国 立 (4か所)	霧島錦江湾	S 9. 3. 16	3,397.0	15,713.0	4,489.0	23,599.0	(9) 487.7
	屋久島	H24. 3. 16	7,669.0	16,832.0	65.0	24,566.0	(4) 170.9
	雲仙天草	S31. 7. 20		1,447.0		1,447.0	
	奄美群島	H29. 3. 7	5,248.0	35,378.0	1,570.0	42,196.0	(9) 1,124.0
	小 計		16,314.0	69,370.0	6,124.0	91,808.0	(22) 1,782.6
国 定 (2か所)	日南海岸	S30. 6. 1		1,038.9		1,038.9	
	甑 島	H27. 3. 16	86.0	5,303.0	58.0	5,447.0	(4) 6,759.7
	小 計		86.0	6,341.9	58.0	6,485.9	(4) 6,759.7
県 立 (10か所)	吹上浜金峰山	S28. 3. 31		1,133.0	2,604.0	3,736.0	
	阿久根	〃		62.5	692.2	754.7	
	坊野間	〃		620.0	2,531.0	3,151.0	
	蘭牟田池	〃		187.5	3,750.2	3,937.7	
	川内川流域	S39. 4. 1			6,571.0	6,571.0	
	高隈山	S52. 6. 1		1,042.0	1,395.0	2,437.0	
	大隅南部	〃		993.0	222.0	1,215.0	
	トカラ列島	H 4. 4. 1		4,503.0	116.0	4,619.0	
	薩南海岸	R 3. 4. 16		132.0	357.0	489.0	
	みしま	R 4. 4. 12		1,178.0	972.0	2,150.0	
小 計			9,851.0	19,210.4	29,060.4		
自然公園合計			16,400.0	85,562.9	25,392.4	127,354.3	(26) 8,542.3

## (イ) 世界自然遺産

世界自然遺産とは「世界遺産条約」に基づく「自然遺産」として鑑賞上・学術上又は保存上等の見地から顕著な普遍的価値を有するものとして、登録された自然の地域のことです。

日本には自然遺産5件、文化遺産21件の世界遺産が登録（令和6年度末現在）されています。

本県には、我が国第1号の自然遺産登録地域である「屋久島」と、令和3年に登録された「奄美大島及び徳之島」があります。

### 【屋久島地域の概要】

屋久島は、平成5年12月、白神山地（青森県・秋田県）とともに、日本で初めて世界自然遺産に登録されました。

屋久島が自然遺産に登録された理由は、世界的に特異な樹齢数千年のヤクスギをはじめ、多くの固有種や絶滅のおそれのある動植物などを含む生物相を有するとともに、海岸部から亜高山帯に及ぶ植生の典型的な垂直分布が見られるなど、特異な生態系とすぐれた自然景観を有しているためです。

### 【奄美大島、徳之島地域の概要】

奄美大島と徳之島は、令和3年7月に沖縄県の沖縄島北部と西表島とともに、世界自然遺産に登録されました。

奄美大島と徳之島が自然遺産に登録された理由は、世界の生物多様性ホットスポットの一つである日本の中でも生物多様性が突出して高い地域であり、また、アマミノクロウサギやアマミトゲネズミ、ルリカケスなど、IUCNレッドリスト掲載の絶滅危惧種95種を含む世界的に独特で重要な絶滅危惧種や固有種の生息・生育地となっているためです。

## イ 多様な自然環境の活用

### (ア) 屋久島環境文化村構想

屋久島には、豊かな水や多様な動植物相に代表される優れた自然が残されているだけでなく、自然とともに生き、自然を損なうことなく人々が形づくってきた生活文化があります。

屋久島環境文化村構想とは、屋久島の人と自然の関わり（＝環境文化）を手がかりに、学習や研究によってその価値を見直すことを通して、屋久島の自然環境の保全を図るとともに人と自然が共生する新たな地域づくりを試みるものです。

県では、平成8年7月に屋久島環境文化村センターと屋久島環境文化研修センターを開設し、この構想の推進を図っています。

### (イ) 奄美群島自然共生プランの推進

平成15年9月に、県や地元市町村が一体となり、奄美群島の多様な自然と共生を目指した地域づくりの指針として「奄美群島自然共生プラン」を策定しました。同プランは、「共生への転換」、「地域多様性への転換」、「地域主体性への転

換」の3つを基本理念に、「自然共生ネットワークの形成」や「希少な野生動植物と森林の保全」、「エコツーリズムの推進」、「世界自然遺産登録に向けた取組」など9つの具体的施策の推進を盛り込んでいます。プランに基づく施策の着実な推進を図るため、国、県、地元市町村及び関係団体で構成する「奄美群島自然共生プラン推進本部」において、各機関が実施した主な取組の報告が行われています。

## ウ 生物多様性の保全

本県は、多様な気候と地理的な特性を背景に豊かな自然が育まれ、多種多様な野生生物が分布しております、維管束植物は3,450種類、鳥類は381種類、哺乳類は57種類が生息・生育しています。

また、県内には絶滅のおそれがあるとともに学術的に価値のある野生動植物種が多く生息・生育しております、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種や国際希少野生動植物種として指定されたり、「文化財保護法」で天然記念物に指定されて保護されています。

このうちツルは国際希少野生動植物種と国の特別天然記念物に指定されており、毎年10,000羽以上が出水平野で越冬することから、ネグラの設置や給餌などツル保護のための諸施策を講じています。ウミガメは春から夏にかけて県内各地の海岸において、産卵のための上陸が確認されていることから、ウミガメ保護のための監視活動や保護思想の普及啓発等を行っています。

また、平成15年3月には県内に生育・生息している希少な動植物を保護するため「県希少野生動植物の保護に関する条例」が制定されました。野生鳥獣の保護を図るため県内に132か所、面積67,850haの鳥獣保護区を指定しています。

さらに、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成26年3月に策定した「生物多様性鹿児島県戦略」について、生物多様性に関する世界目標や生物多様性国家戦略2023-2030、その他、自然環境・社会経済状況等の変化を踏まえ、令和6年3月に改定し、「生物多様性鹿児島県戦略2024-2033」を策定しました。

## エ 外来種対策

平成31年3月、指定外来動植物による本県の生態系に係る被害を防止し、生物の多様性の確保に資することを通じて、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来動植物の指定、指定された種の飼養等の適正な取扱いなどを定めた「指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例」を制定しました。

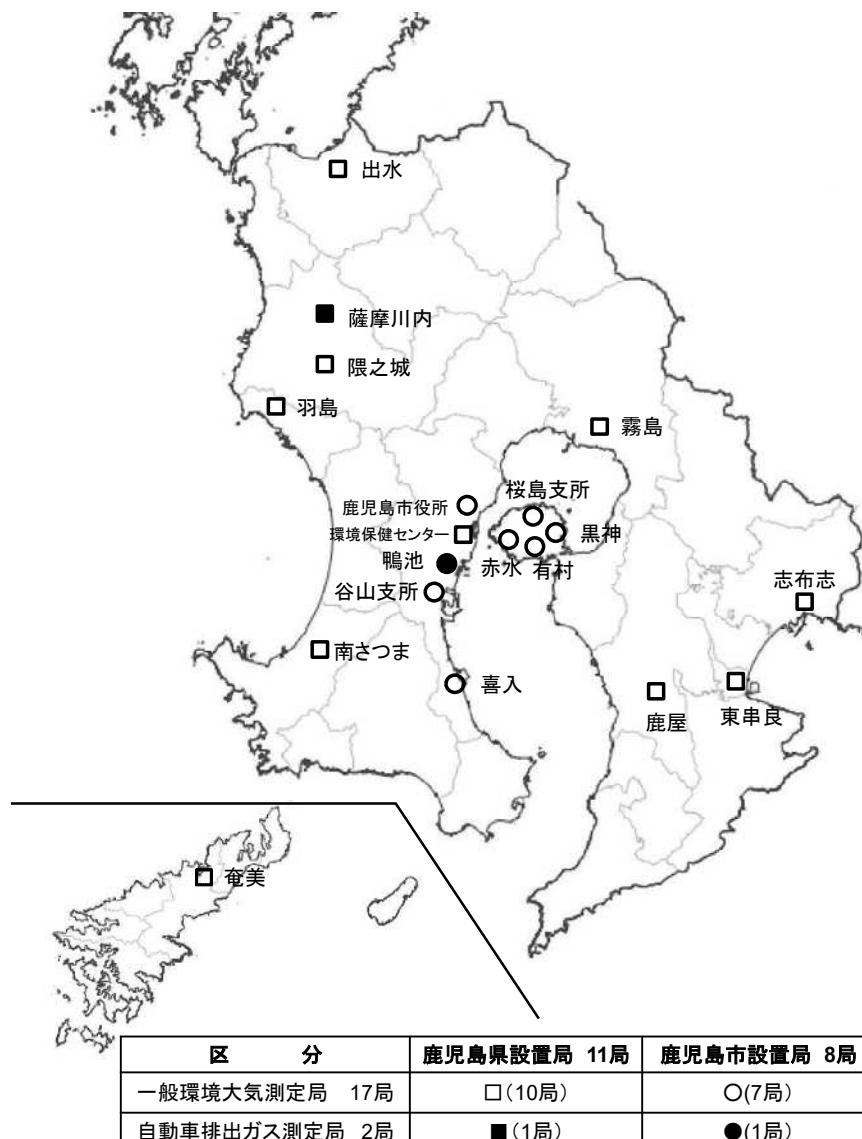
## (2) 大気環境の保全

### 【現状】

本県では、大気環境の状況を把握するため、監視測定局を設置し、環境基準が定められている物質を中心に常時監視を行っています。また、大気測定車を活用し、県内

各地の大気状況の監視を行っています。

### 県内における大気環境監視状況（令和6年度）



### 物質別の大気汚染の状況

物質名	達成状況（令和6年度）
二酸化硫黄	桜島の火山活動の影響があった赤水局, 有村局及び黒神局以外では環境基準を達成しています。
浮遊粒子状物質	全ての測定地点で環境基準を達成しています。
二酸化窒素	全ての測定地点で環境基準を達成しています。
微小粒子状物質 (PM2.5)	全ての測定地点で環境基準を達成しています。

## 【対策】

大気環境を保全するためには、監視体制を充実するとともに、汚染物質の発生源であるばい煙発生施設及び粉じん発生施設等の監視を強化することが必要です。

そのため、県では関係法令や県公害防止条例に基づき、ばい煙発生施設等の立入検査の実施や施設の改善指導を行っています。

## (3) 水環境の保全

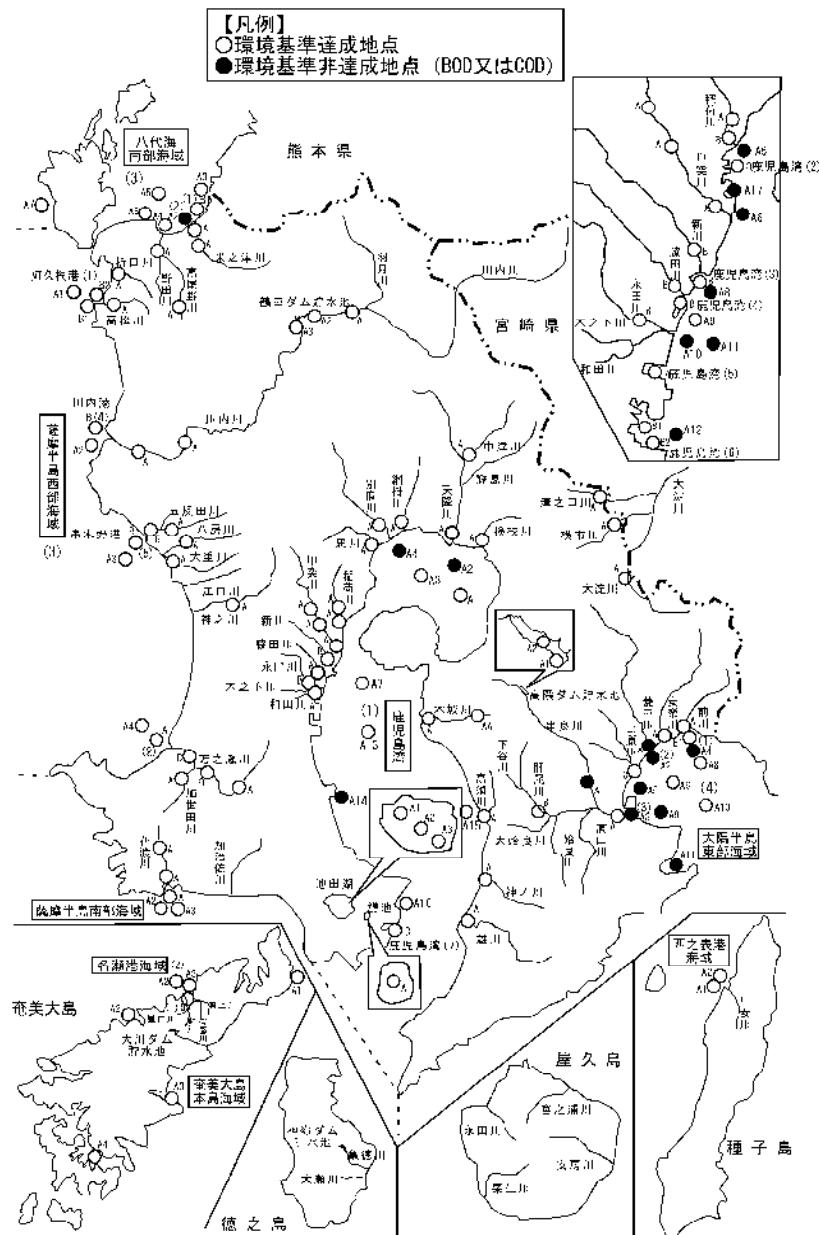
### 【現状】

#### ・ 公共用水域の水質現況

県内の37河川、4湖沼及び8海域についてBOD等に係る環境基準の類型指定を行い常時監視を実施しており、令和6年度はBOD（河川）及びCOD（湖沼・海域）に係る環境基準の達成率は、河川95.2%、湖沼100.0%、海域79.2%で全体で90.0%となっています。

また、令和6年度の人の健康の保護に関する項目（重金属等）については、88地点において調査した結果、全ての地点で環境基準を達成し、公共用水域の水質は、全般的に良好に維持されています。

## 県内公共用水域環境基準達成状況（河川・湖沼・海域）（令和6年度）



### 公共用水域（河川BOD、湖沼、海域COD）の環境基準達成率の推移

（単位：%）

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国
河川	95.3 (41/43)	93.5	95.3 (41/43)	93.1	95.2 (40/42)	92.4	97.6 (41/42)	93.8	95.2 (40/42)	—
湖沼	100.0 (4/4)	49.7	100.0 (4/4)	53.6	75.0 (3/4)	50.3	75.0 (3/4)	52.6	100.0 (4/4)	—
海域	75.0 (18/24)	80.7	79.2 (19/24)	78.8	70.8 (17/24)	79.8	79.2 (19/24)	80.5	79.2 (19/24)	—
全体	88.7 (63/71)	88.8	90.1 (64/71)	88.3	85.7 (60/70)	87.8	90.0 (63/70)	89.1	90.0 (63/70)	—

※1 ( )書きは、達成水域数／調査水域数

※2 環境基準の達成評価は、類型指定を行っている水域で行い、河川はBOD、海域及び湖沼はCODのそれぞれ75%値により行うことになっています。

## ・ 地下水の水質現況

地下水については、全般的に良好な状況にありますが、一部の地域では砒素、<sup>ひ</sup>ふつ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどが環境基準を上回っている地点があります。

### 地下水の測定結果（令和6年度環境基準値超過井戸）

調査項目	区分	地点数 (井戸数)	環境基準 (mg/L)	基準超過 井戸数	濃度範囲 (mg/L)
砒素	飲用	20	0.01以下	2	0.022～0.026
	他	58		9	0.011～0.085
トリクロロエチレン	飲用	15	0.01以下	0	—
	他	54		1	0.019
テトラクロロエチレン	飲用	16	0.01以下	0	—
	他	52		1	0.022
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	飲用	34	10以下	0	—
	他	96		4	12～23
ふつ素	飲用	23	0.8以下	1	2.4
	他	73		5	0.91～2.2

### 【対策】

公共用水域の水質保全を図るため、工場・事業場に係る排水については、法令に基づき監視・指導を行うとともに、法による規制が適応されない小規模な工場・事業場に対しても適正な排水管理を指導しています。

また、生活排水については、公共下水道や合併処理浄化槽などの整備を促進するとともに各家庭からの汚濁物質を削減するため県民の水質保全意識の高揚を図っています。

特に、閉鎖性水域である鹿児島湾や池田湖については、鹿児島湾ブルー計画や池田湖水質環境管理計画に基づき、生活排水対策、工場・事業場対策、畜産農業対策、水産養殖業対策など、関係団体や県民と連携して総合的な水質保全対策を推進しています。

## 「鹿児島湾ブルー計画」及び「池田湖水質環境管理計画」

	鹿児島湾ブルー計画	池田湖水質環境管理計画		
対象地域	鹿児島湾域の集水域内にある6市2町（6ゾーンに区分）	指宿市の池田湖直接集水域及び南薩畠地かんがい事業に関わる南九州市穎娃町3河川の頭首工上流の間接集水域		
計画期間	平成17年度～		令和3年度～	
水質保全目標	項目	目標水質	項目	目標水質
	COD	2mg/L以下	COD	3mg/L以下
	窒素	0.3mg/L以下	全窒素	0.2mg/L以下
	りん	0.03mg/L以下	全りん	0.01mg/L以下

### (4) 騒音・振動、悪臭等の防止

#### ア 騒音

令和6年度の騒音測定結果は、一般地域（道路に面する地域以外の地域）については、4市において測定がなされ、2つの時間帯（昼間・夜間）とも環境基準を達成していた測定地点は全測定地点の79.2%，いずれかの時間帯で環境基準を達成しなかった地点は8.3%，すべての時間帯で環境基準を達成しなかった地点は12.5%でした。

また、道路に面する地域については、道路端から50m以内で環境基準を達成していた戸数の割合は、県が騒音を測定した地域内の全戸数のうち、2つの時間帯とも達成していたのは100%でした。

鹿児島空港及び鹿屋飛行場周辺の航空機騒音の調査結果は、全調査地点が環境基準を達成し、九州新幹線の新幹線鉄道騒音の調査結果は、達成率は9.1%（1／11地点達成）でした。

県（全ての市及び一部の町）は、騒音規制法に基づき規制地域の指定及び特定工場等に係る規制基準等の設定等を行うこととされ、昭和58年度までに、県内全市町村について規制地域等の指定を行っています。

#### イ 振動

県（全ての市及び一部の町）は、振動規制法に基づき規制地域の指定及び特定工場等に係る規制基準等の設定等を行うこととされ、令和7年3月末現在で19市8町について規制地域等の指定を行っています。

#### ウ 悪臭

悪臭防止法に基づく規制基準には、物質濃度規制と臭気指数規制の2通りがあり、物質濃度規制は政令で指定されている特定悪臭物質（22物質），臭気指数規制は全ての物質を対象として、敷地境界、排出口及び排出水中における規制基準が定められており、県（全ての市及び一部の町）は、同法に基づき規制地域の指定及び

規制基準の設定を行っています。

令和7年3月末における県内の状況については、19市15町で規制地域を指定しており、多くの市町が特定悪臭物質の濃度による規制を採用していますが、鹿児島市、出水市、日置市及び霧島市は臭気指数規制を導入しています。

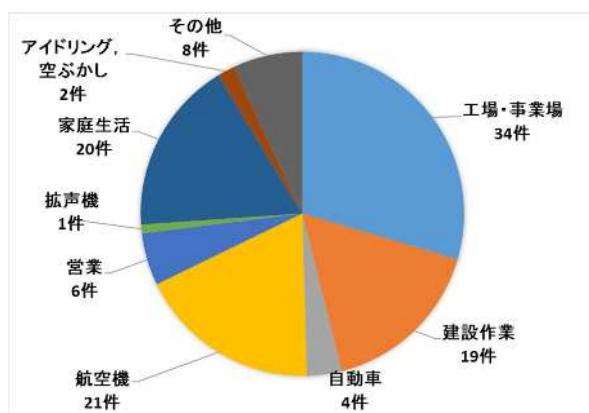
### 【令和6年度苦情件数】

騒音に関する苦情件数は、115件（前年度113件）となっています。

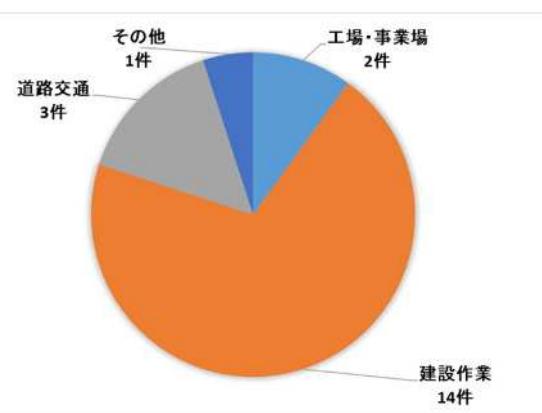
また、振動は、建設作業を主な発生源とし、苦情件数は20件（同28件）となっています。

悪臭についての苦情は例年数多く寄せられ、その発生源も畜産産業、個人住宅・アパート・寮などさまざまです。令和6年度の苦情件数は95件（同168件）となっています。

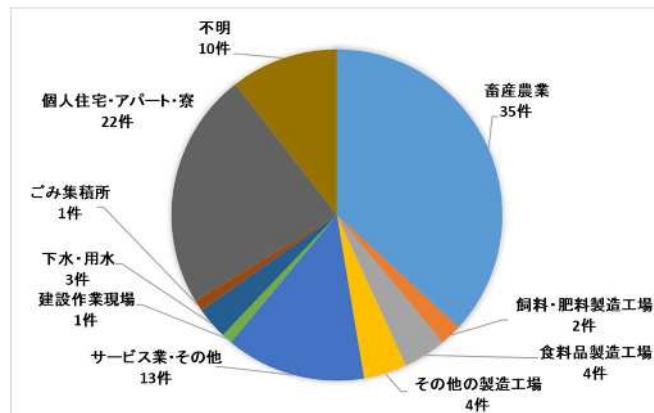
騒音の発生源別苦情件数



振動の発生源別苦情件数



悪臭の発生源別苦情件数



## 二 対策

騒音、振動及び悪臭対策については、各法令に基づき規制地域の指定、規制基準の設定を行っています。

また、県公害防止条例では、飲食店の深夜営業騒音等の規制や悪臭に係る規制対象となる施設を定めています。

市町村等と連携を図りながら、法、条例等に基づく監視・指導を行っています。

## 2 地球環境を守る脱炭素社会づくり

### (1) 温暖化防止に向けた気運の醸成

気運の醸成に向けた取組として、日常生活や通常の事業活動において、電気や燃料の消費、自動車の使用、ごみの排出など身近なところから地球環境の保全のための具体的な実践活動を全県的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進しています。

### (2) 温室効果ガス排出削減対策等の推進

#### ア 県地球温暖化対策推進条例及び県地球温暖化対策実行計画

平成22年3月に「県地球温暖化対策推進条例」を制定し、平成23年3月には、排出される温室効果ガスの排出抑制等のための対策・施策を総合的・計画的に推進するため「県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

令和5年3月には、地球温暖化対策推進法の改正や国の「地球温暖化対策計画」の改訂を踏まえ、2030年度における温室効果ガス排出削減目標を引き上げ、その達成のための対策・施策を充実させるなど、県地球温暖化対策実行計画の改定を行いました。

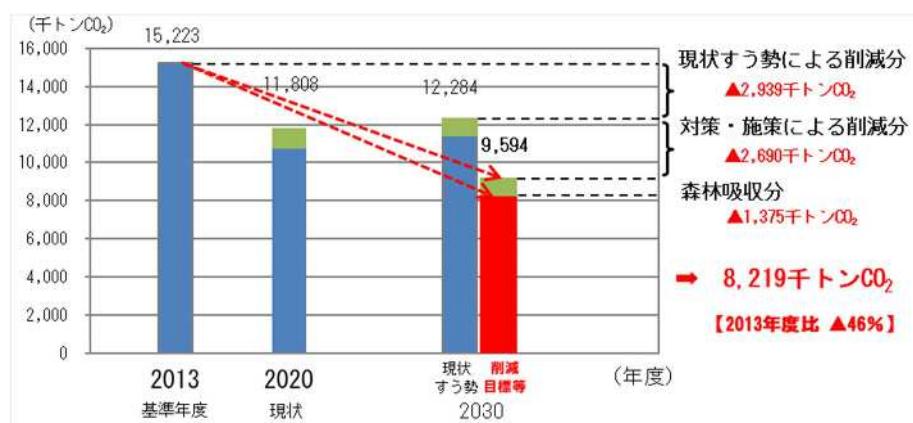
#### 鹿児島県地球温暖化対策実行計画

計画期間

2023年度～2030年度（8年間）

温室効果ガス排出量削減目標

2030年度までに 2013年度比 46% 削減を目標とします。  
(森林吸収量を含む)



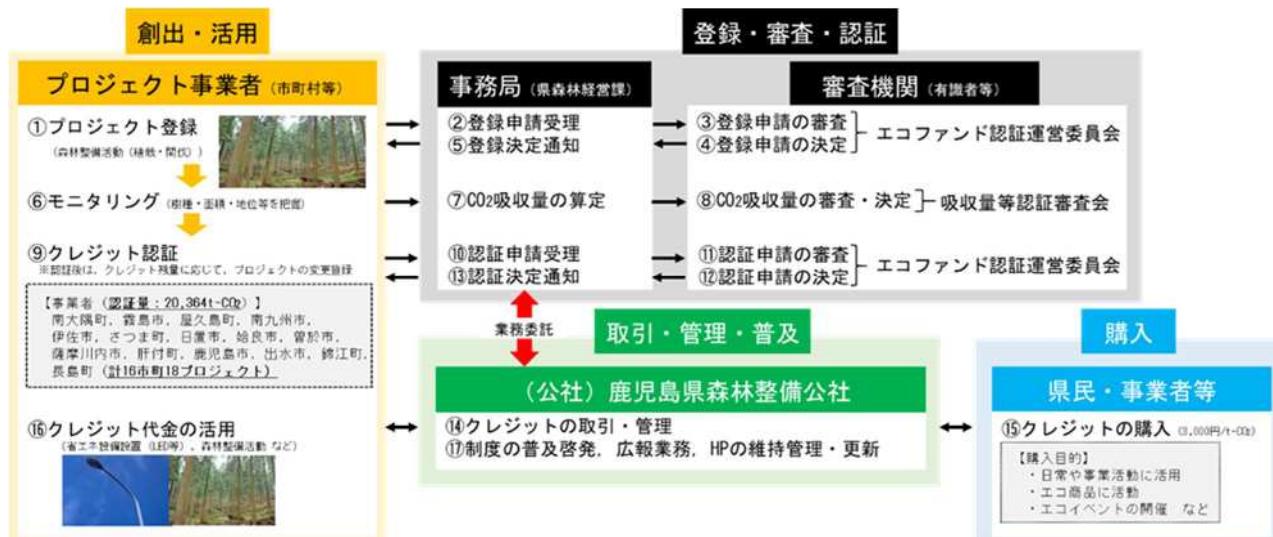
本県の二酸化炭素排出量の約4割を占める運輸部門における排出削減対策として、通勤手段を可能な限りマイカーから公共交通機関等へ転換するエコ通勤の取組を進めています。

また、事業者等が自ら削減できない二酸化炭素排出量について、その全部又は一部を森林整備による吸収量で埋め合わせを行うカーボン・オフセットの取組を推進

する「かごしまエコファンド制度」により、事業者等の自発的な温室効果ガスの排出削減の取組を促進しています。

このほか、世界自然遺産の島である屋久島において、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の発生が抑制された先進的な地域づくりを促進するため、専門家からなる「屋久島CO<sub>2</sub>フリーの島づくりに関する研究会」の意見・提言をもとに、温室効果ガス排出削減のための取組を推進しています。

### かごしまエコファンド制度



## イ 鹿児島県環境保全率先実行計画

令和5年3月には、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、県自らも地域における事業者・消費者として、事務事業における温室効果ガスの排出削減等を図るため、「県環境保全率先実行計画」を改定し、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を引き上げ、電気や水等の省エネルギー・省資源や廃棄物の減量化等に取り組むことにより、公共事業を含む全ての事務事業に伴う環境負荷の継続的な低減に努めています。

### (3) 多様で健全な森林づくりの推進

森林の多面的機能を持続的に発揮し、将来にわたって県民が恩恵を享受するためには、適正な森林整備・保全を推進し、森林資源を適切に管理することにより、多様で健全な森林づくりを進める必要があります。

県では、企業や団体等が自ら行う森林整備活動により得られるCO<sub>2</sub>吸収量や木質バイオマス利用によるCO<sub>2</sub>排出削減量、また、かごしま材を使用した木造建築物のCO<sub>2</sub>固定量を県が認証し、企業等における地球温暖化防止の貢献度を数値化して「見える化」し、県民による森林吸収源対策の取組を推進しています。

## 【令和6年度】

- ・ 森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収量の認証：3件（122トン-CO<sub>2</sub>）
- ・ 木質バイオマスによるCO<sub>2</sub>排出削減量の認証：5件（1,915トン-CO<sub>2</sub>）
- ・ かごしま材利用によるCO<sub>2</sub>固定量の認証：25件（285トン-CO<sub>2</sub>）

### 3 再生可能エネルギーを活用した地域づくり

#### (1) 地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 再生可能エネルギー導入ビジョン（再生可能エネルギーの導入推進）

令和5年3月に「再生可能エネルギー導入ビジョン2023」を策定し、太陽光発電による電力を2030年度までに2021年度比で1.3倍にする等の導入目標を掲げ、本県の地域特性を生かした再生可能エネルギー導入促進を図っているところです。

さらに、再生可能エネルギー設備の導入推進のための条件整備を行うとともに、再生可能エネルギーに関するイベントや導入のためのセミナーの開催等、県民や事業者等に対し、様々な媒体や機会を通じて普及啓発活動を推進しています。

本県は、森林、畜産、温泉や広大な海域等、多様で豊かな資源に恵まれており、太陽光発電や風力発電のほか、地熱発電やバイオマス発電など、多様な再生可能エネルギーの導入が進んでいます。

県内の再生可能エネルギー等導入状況

区分	導入状況 (令和6年度末時点)	導入目標 (令和12年度末時点)
太陽光発電 (kW)	2,591,821	2,980,000
風力発電 (kW)	221,888	715,000
小水力発電 (kW)	266,205	41,000
地熱発電 (kW) (バイナリー)	7,120	11,000
バイオマス発電 (kW)	143,670	149,000
バイオマス熱利用 (kL) (原油換算)	174,591	149,000
バイオマス燃料製造 (kL)	58	190

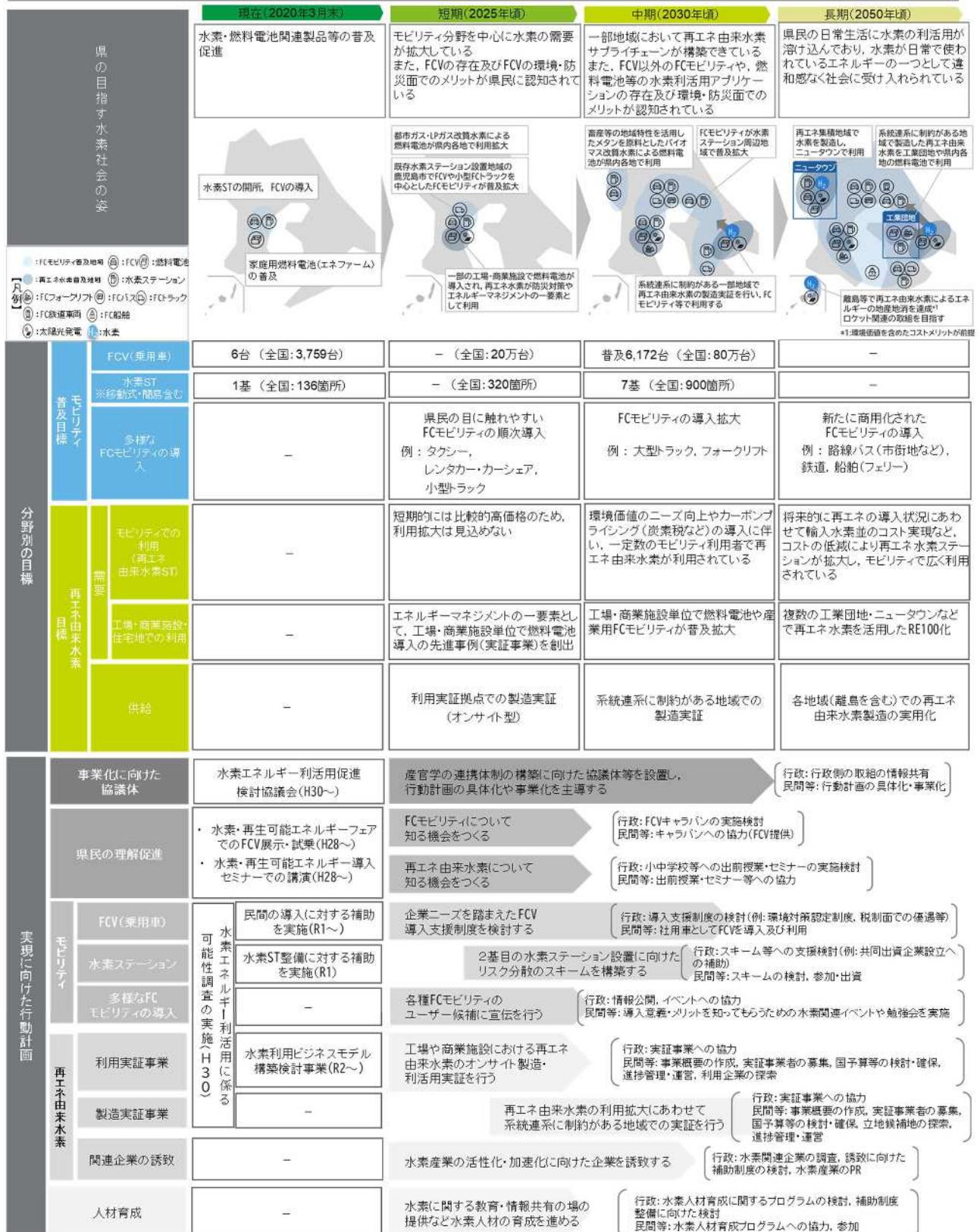
#### (2) 再生可能エネルギーを活用した水素製造に向けた基盤づくり

平成28年3月に「水素社会を見据えた取組方針」を策定し、水素エネルギーの導入意義や本県の現状、課題などを整理し、今後の取組方針をまとめて水素に対する県民の理解促進などの取組を行ってきました。

令和2年3月には、国の水素施策の動向等を踏まえ、「水素社会を見据えた取組方針」に基づき、水素社会の実現に向けた目標設定や具体的な行動計画、関係者の役割などを定め、広く共有することを目的として、「鹿児島県水素社会の実現に向けたロードマップ」を策定しました。今後もカーボンニュートラルの実現に向け水素を重要なエネルギー源と位置づけ、水素の社会実装を進めていくこととしています。

鹿児島県水素社会の実現に向けたロードマップ(2020年3月策定)

国の水素施策の動向等を踏まえ、本県の「水素社会を見据えた取組方針」(平成28年3月策定)に基づき、水素社会の実現に向けた目標の設定や本県の具体的な行動計画、関係者の役割等を定め、広く共有することを目的として、「鹿児島県水素社会の実現に向けたロードマップ」を策定する。

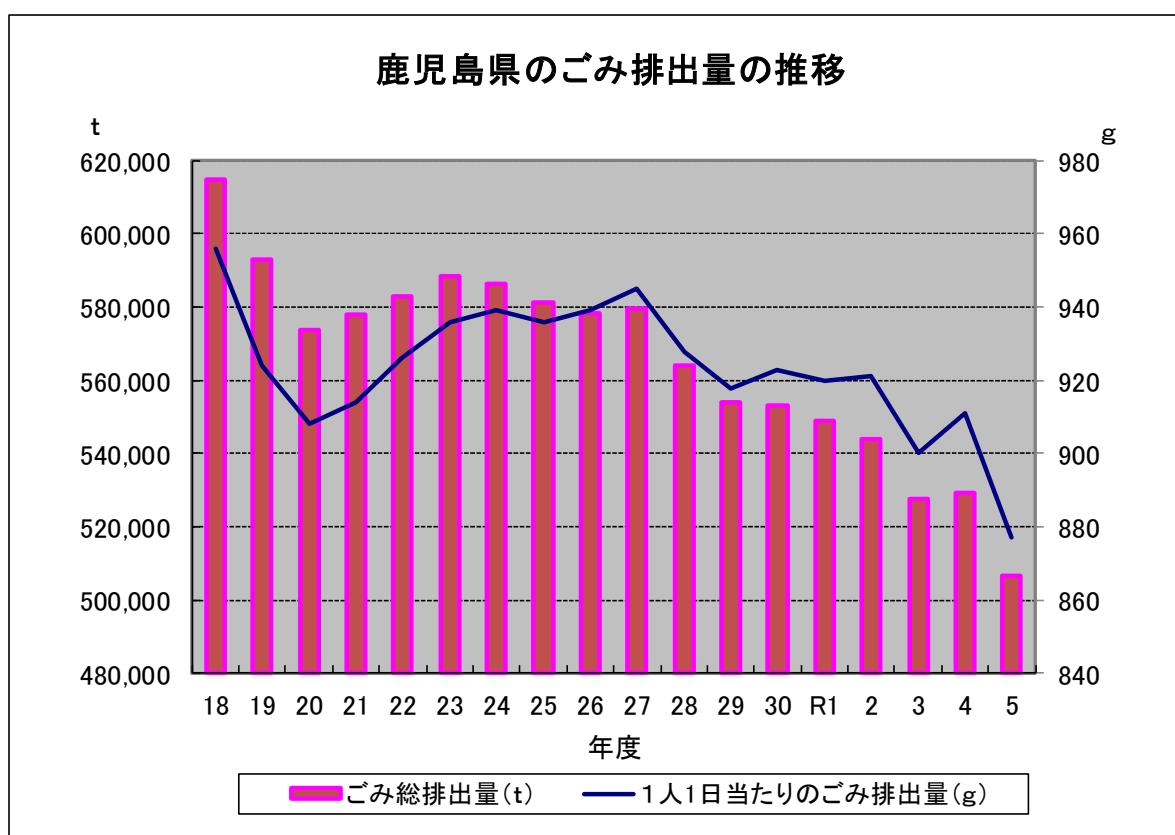


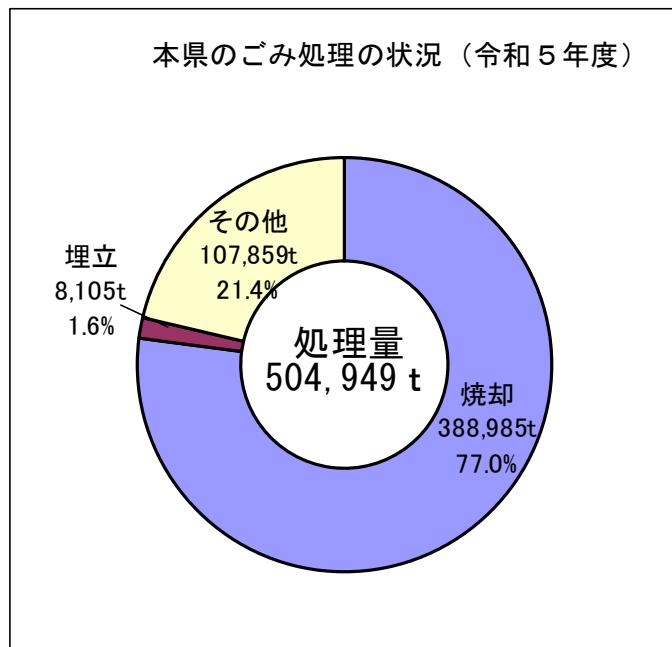
## 4 環境負荷が低減される循環型社会の形成

### (1) ごみの排出抑制・リサイクル等の推進

県内のごみの総排出量は、令和5年度で約50.7万トンであり、県民一人一日当たり877gのごみを出していることになります。排出されたごみで集団回収量の0.2万トンを除いた約50.5万トンのうち44.0万トンが市町村によって収集され、6.5万トンが事業者等によって処理施設に直接搬入された後、一部はリサイクルされ、残りは焼却や破碎を経て、埋立処理されています。

平成12年4月から容器包装リサイクル法が本格施行され、すべての市町村において令和4年度に策定した第10期分別収集計画に基づき、金属、ガラス、紙及びプラスチック製容器類などの分別収集に取り組み、リサイクルを推進しています。





出典：一般廃棄物処理事業実態調査（R 7. 3）

ごみ処理については、令和3年3月に策定した県廃棄物処理計画に基づき、市町村等の広域的な施設整備を促進することになっており、令和6年度末現在、ごみ焼却処理施設は34施設、それ以外の中間処理施設は23施設、浸出液処理設備等を有する最終処分場は31施設が整備されています。

また、し尿処理については、計画的なし尿処理施設の整備を図るとともに、し尿のみを処理する単独処理浄化槽から生活雑排水も併せて処理する合併処理浄化槽への切り換えを促進しています。

## 本県のし尿処理状況

年 度		R元		R 2		R 3		R 4		R 5		
計 画 処 理 区 域 内 人 口		人 1,630,934		人 1,618,890		人 1,606,057		人 1,591,851		人 1,577,764		
計 画 処 理 尿 区 理 量 域 理 内 量	計 画 処 理 尿 区 理 量 域 理 内 量	し尿処理施設 下水道投入 農地還元 その他の 計	714,287 428 2,753 2,154 719,622	99.3 0.1 0.4 0.3 100.0	723,949 500 9,638 2,182 736,269	98.3 0.1 1.3 0.3 100.0	715,977 7,885 7,068 5,436 736,366	97.2 1.1 1.0 0.7 100.0	715,286 7,420 6,976 5,175 734,857	97.3 1.0 0.9 0.7 100.0	710,883 7,291 6,152 4,688 729,014	97.5 1.0 0.8 0.6 100.0
自家処理量		151	0.0	157	0.0	159	0.0	143	0.0	151	0.0	
計 (kL)		719,773	100.0	736,426	100.0	736,525	100.0	735,000	100.0	729,165	100.0	
水 洗	公共下水道 人 口	人 656,457		人 658,768		人 658,355		人 657,653		人 654,758		
	コミュニティ <sup>+</sup> ラント人口	8,396		8,361		7,216		7,240		7,106		
	浄化槽人口	815,305		807,836		803,326		799,273		796,698		
	計	1,480,158		1,474,965		1,468,897		1,464,166		1,458,562		
非 水洗 化	計画収集人口	150,734		143,883		137,118		127,643		119,164		
	自家処理人口	42		42		42		42		38		
	計	150,776		143,925		137,160		127,685		119,202		

※ し尿処理量=汲み取りし尿量+浄化槽汚泥量

し尿の海洋投棄は、平成19年2月以降禁止されている。

浄化槽人口には、農業集落排水処理施設等の人口を含む。

## 本県の浄化槽設置基数の推移

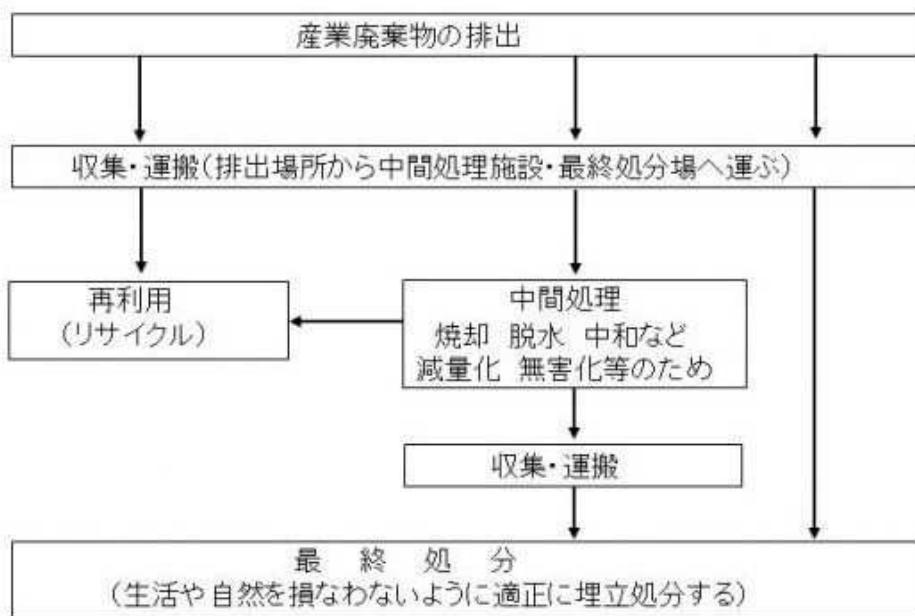
年 度	基 数	年 度	基 数	年 度	基 数
S61	95,680	11	228,865	24	269,608
62	104,045	12	231,865	25	274,301
63	111,343	13	240,695	26	278,796
H元	119,219	14	249,407	27	282,749
2	127,995	15	254,554	28	287,136
3	137,104	16	259,204	29	290,442
4	147,603	17	266,969	30	293,767
5	158,605	18	271,732	R元	304,246
6	170,188	19	271,080	2	307,919
7	181,851	20	275,348	3	312,760
8	194,087	21	271,500	4	319,161
9	206,250	22	269,255	5	324,106
10	211,890	23	267,244	6	328,574

## (2) 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル及び処理施設整備の促進

本県の産業廃棄物の発生量は、令和2年度で約817万トンと推計されています。これを種類別にみると「動物のふん尿」が最も多く全体の約71.9%を占めており、以下「がれき類」、「汚泥」の順となっています。

産業廃棄物対策については、令和3年3月に改定した「鹿児島県廃棄物処理計画」に基づき、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルと適正処理を推進しています。

## ■産業廃棄物の適正処理のフロー図



また、産業廃棄物の処理施設としては、産業廃棄物の減量化、安定化、安全化等を行うための中間処理施設と産業廃棄物を最終的に埋立処分するための最終処分場などがあり、特に、産業廃棄物管理型最終処分場については、本県における循環型社会の形成や地域産業振興を図る上で、必要不可欠な施設であることから、公共関与による整備に取り組み、エコパークかごしまが平成27年1月に開業しました。

県としては、引き続き、安心・安全を第一として、安定した施設の運営が図られるよう努めています。

### (3) 産業廃棄物の適正処理の推進

県内の産業廃棄物の不法投棄の件数は、年度によりばらつきがあるものの、近年、概ね横ばいの状態が続いている。県では、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物を排出する事業者に対する立入検査を実施し、不法投棄や不法焼却等を発見した場合は、原状回復及び適正処理の指導及び焼却禁止等の指導を行いました。

産業廃棄物は生産活動や社会資本の整備などに伴って排出されることから、関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理に関する講習会に講師を派遣するなど、産業廃棄物の適正処理や管理型最終処分場の必要性などについて処理業者などの理解を深めました。

また、毎年11月を廃棄物の不法投棄等（不適正処理）の根絶を図るための「不法投棄防止強化月間」と定め、関係機関と合同による不法投棄防止パトロール出発式の実施やポスター等による広報を通じて産業廃棄物の不法投棄防止に対する県民への啓発を図るとともに、集中的な監視パトロールを実施し、不法投棄の早期発見、早期対応及び廃棄物の適正処理指導に努めています。

## 5 良好な環境を支える共通施策の推進

### (1) 環境影響評価等の推進

環境影響評価制度とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

本県においては、「環境影響評価法」及び「鹿児島県環境影響評価条例」に基づき環境影響評価が実施されています。

### (2) 環境教育・環境学習の推進

県では、平成28年3月に策定された「県環境教育等行動計画」を令和3年3月に改定し、本県における環境教育等に関し、方向性や具体的な行動計画を示し、それを総合的かつ計画的に推進することにより「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を担っていく人材の育成を目指しています。

#### ア こどもエコクラブの支援

「こどもエコクラブ」は、次代を担う子どもたちが地域において自主的に環境学習や実践活動を行うことを目的に、幼児から高校生で結成されたクラブです。

県では、市町村とも連携しながら「こどもエコクラブ」の活動がより広く展開し、さらに充実するよう支援を行っています。

- ・ 活動内容：リサイクル活動、清掃活動、自然観察、水質調査、環境学習会など
- ・ 登録状況：クラブ数19団体、会員数1,054人（令和6年度末現在）

#### イ かごしまこども環境大臣

自然環境の保護や保全活動を積極的に行う意欲のある子どもたちを対象に「環境レター」を募集し、優秀賞9点、奨励賞9点、学校賞2校を選考し、優秀賞の9名を令和6年12月25日に「第19期かごしまこども環境大臣」に任命しました。

- ・ 活動内容：かごしまこども環境大臣サミットへ参加

県主催やその他の環境イベント参加

## 6 環境保健

### (1) 水俣病対策

#### ア 「水俣病」とは

水俣病は、昭和31年5月に、熊本県水俣市で患者が確認されたのが公式確認とされており、新日本窒素肥料(株)の工場から排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を食べることによって起こった感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、聴力障害等を主な症候とする中毒性の神経系疾患です。

#### イ 水俣病対策の概要

本県では、水俣病対策を県政の重要課題として、被害者の迅速な救済を図るため、検診・審査体制の拡充強化、一定の要件を満たす認定申請者に対する医療費助成等の対策を進めるとともに、水俣病とは認定されていないものの、水俣病にもみられる一定の症状を有する者に対する医療費等の支給や、水俣病発生地域の住民に対する健康診査等を内容とする水俣病総合対策事業を実施してきたところです。

水俣病問題については、平成16年10月15日の水俣病関西訴訟の最高裁判決を契機に認定申請が急増したことから、保健手帳の申請受付の再開等の対策が図られることになり、また、水俣病被害者の新たな救済策の具体化に向けた検討が進められ、自由民主党、民主党、公明党の3党の合意により、平成21年7月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が可決成立し、平成22年5月から平成24年7月まで特別措置法の救済措置の申請の受付が行われました。

なお、救済措置の判定については、平成26年8月をもって全て終了しました。

#### 水俣病認定申請・処分等の状況（令和7年3月末現在）

(単位：件)

申 請 総 数	処 分 濟		未 処 分	
	認 定	棄 却	保 留	未 審査
	493 (48)	4,635	2	1,012
6,142	5,128		1,014	

※1 ( )内は生存者で再掲

※2 申請総数は取下げ等を除く